第３節　一般更生債権（預託金債権及びプレー利用券債権等）に関する権利の変更と弁済方法

第１　確定更生債権

1954件

合計

11,963,862,054円及び額未定

別表10（省略）

（内訳）

①　元本　　11,963,720,000円

②　本件再生手続開始決定日の前日までの利息・損害金　　142,054円

③　本件再生手続開始決定日以後の利息・損害金　　額未定

第２　権利の変更と弁済方法

別表10（省略）記載の更生債権の権利の変更と弁済方法については、本節第２、２及び３並びに本節第３にそれぞれ記載のとおりとする。

１　更生債権の分類

別表10（省略）中の債権を次のとおりに分類する（なお、同表中の「第１回目弁済額」欄及び「第２回目弁済額」欄においては、会員が全員退会したと仮定した場合の権利変更後の各弁済額を記載している）。

⑴　本件ゴルフ場会員が、本節第３、３の選択により、継続会員となった場合の会員口についての預託金債権を「継続会員預託金債権」という。

なお、本件ゴルフ場会員が複数口を有するときは、本節第３、６⑵に記載のとおり、会員口毎に継続または退会を選択できるので、ここにいう継続会員預託金債権も選択後のそれ（ぞれ）をいうものとする。

⑵　本件ゴルフ場会員が、本節第３、３の選択により、退会会員となった場合の会員口についての預託金債権を「退会会員預託金債権」という。

なお、本件ゴルフ場会員が複数口を有するときは、本節第３、６⑵に記載のとおり、会員口毎に継続または退会を選択できるので、ここにいう退会会員預託金債権も選択後のそれ（ぞれ）をいうものとする。

⑶　本件ゴルフ場会員及び本件ゴルフ場会員の資格を既に喪失した債権者が保有する上記⑴及び⑵以外の債権（プレー利用券債権を含む）を「その他会員債権」という。

２　継続会員預託金債権に対する権利の変更と弁済方法

⑴　本件再生手続開始決定日以後の利息・損害金については、更生計画認可決定確定の日に全額免除を受ける。

⑵　元本及び本件再生手続開始決定日の前日までの利息・損害金については、次のとおりとする。

①　継続会員預託金債権が正会員資格に基づく場合（本節第３、６⑶及び⑷のとおり、正会員が平日会員資格を追加取得する場合を除く）

500万円以下の部分（以下「正会員基準額部分」という）については、当該部分の77％に相当する額につき、拠出期間満了日の翌日に免除を受ける。

500万円を超える部分（以下「正会員超過部分」という）については、当該部分の80％に相当する額につき、拠出期間満了日の翌日に免除を受ける。

上記⑴及び⑵①に基づく免除後の金額を、正会員基準額部分については、その免除後の金額を更生計画認可決定確定後４ヶ月以内に、正会員超過部分については、その免除後の金額の50％相当額を更生計画認可決定確定後６ヶ月以内に、残りの50％相当額を更生計画認可決定確定後１年以内に、それぞれ弁済する。

②　継続会員預託金債権が平日会員資格に基づく場合（本節第３、６⑸のとおり、平日会員が平日会員資格を追加取得する場合を除く）

200万円以下の部分（以下「平日会員基準額部分」という）については、当該部分の77％に相当する額につき、拠出期間満了日の翌日に免除を受ける。

200万円を超える部分（以下「平日会員超過部分」という）については、当該部分の80％に相当する額につき、拠出期間満了日の翌日に免除を受ける。

上記⑴及び⑵②に基づく免除後の金額を、平日会員基準額部分については、その免除後の金額を更生計画認可決定確定後４ヶ月以内に、平日会員超過部分については、その免除後の金額の50％相当額を更生計画認可決定確定後６ヶ月以内に、残りの50％相当額を更生計画認可決定確定後１年以内に、それぞれ弁済する。

３　退会会員預託金債権及びその他会員債権に対する権利の変更と弁済方法

⑴　本件再生手続開始決定日以後の利息・損害金については、更生計画認可決定確定の日に全額免除を受ける。

⑵　元本及び本件再生手続開始決定日の前日までの利息・損害金については、合計額の80％に相当する額につき、選択期間満了日の翌日に全額免除を受ける。

上記⑴及び⑵に基づく免除後の金額の50％相当額を更生計画認可決定確定後６ヶ月以内に、残りの50％相当額を更生計画認可決定確定後１年以内に、それぞれ弁済する。なお、当該債権者について、更生会社に対する年会費等の未払金債務が存在する場合には、上記の規定による権利変更後の債権額の金額から、当該未払金債務の合計額を差し引いた金額を、上記に従い２回に分けて弁済する。

４　全体鳥瞰図、正会員及び平日会員の各選択肢（省略）

第３　会員資格の取扱い

１　本件ゴルフ場会員のプレー権の喪失

退会会員は、選択期間満了日の翌日に、継続会員は、実行日に、それぞれ本件ゴルフ場会員たる地位を失い、プレー権を喪失する。

２　プレー権の南総倶楽部への独占的かつ排他的付与

更生会社は、実行日に、南総倶楽部に対し、プレー権を独占的かつ排他的に付与する。

３　選択期間内の意思表示及び拠出期間内の拠出等の履行

本件ゴルフ場会員は、選択期間内に、更生会社及び南総倶楽部に対して、下記①から④までを了承したうえで、南総倶楽部に対し、管財人指定の様式による書面（以下「入会書面」という）で、会員資格を継続する旨の申込みをし、下記②については拠出期間内に南総倶楽部に対し履行することにより、下記④については入会書面提出と同時に更生会社に対し履行することにより、継続会員となることができる。

①　本更生計画案並びに南総倶楽部の定款及び会員規則等に従い、南総倶楽部に入会すること（選択期間開始前に南総倶楽部に入会している場合は、本更生計画案並びに南総倶楽部の定款及び会員規則等を承諾することで足りる）

②　南総倶楽部の基金に対して、拠出期間内に、自己が有する権利変更後の預託金債権を債権譲渡により現物拠出し、かつ本節第３、６⑶ないし⑸により平日会員資格を追加で取得する場合で追加支払金が生じる場合には、当該追加支払金を現実に支払うことにより金銭拠出すること

③　②により現物拠出された預託金債権については、実行日に、更生会社から南総倶楽部の基金への弁済と南総倶楽部の基金から更生会社への預託が同時に行われ（②でいう追加支払金が生じる場合には追加支払金も預託される）、しかも当該預託金は（②でいう追加支払金が生じる場合には追加支払金も）更生会社の解散時まで南総倶楽部に対し返還されず、また南総倶楽部の解散時まで継続会員に対し返還されないこと

④　入会書面提出日までの間に更生会社に対して未払いの年会費等の債務を負担する場合、入会書面提出と同時に当該債務をすべて完済すること